

提案募集方式により改正された制度等の地方公共団体における活用状況調査

(内閣府地方分権改革推進室 実施)

調査の趣旨

- ・「提案募集方式」の導入から5年を経過(平成26年から実施)
- ・「提案募集方式」により見直された制度が、各地方公共団体で活用されているか定量的に把握

調査期間・調査対象:

平成30年11月14日～12月14日/全都道府県(47)・市区町村(1,741)を対象に活用実績を調査

調査結果

- ・提案募集により実現した制度について、全国ベースでの活用の実態・傾向を把握することができた。
- ・都道府県間で活用割合に大きな差があることなどが明らかになった。(概要は次頁)



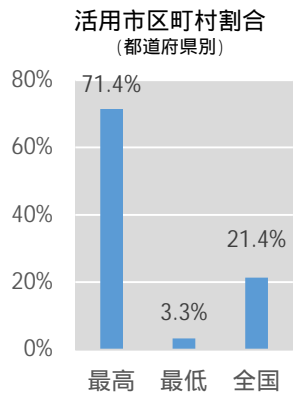
本調査の結果を踏まえ、市町村の現場における制度の運用状況をケーススタディ的に把握するため、総務省行政評価局に調査を依頼。

提案募集方式により改正された制度等の地方公共団体における活用状況調査結果

事例 保育士定数の算入対象を准看護師まで拡大

保育士定数に准看護師を算入している事業所数：1,020か所（平成30年11月1日現在）

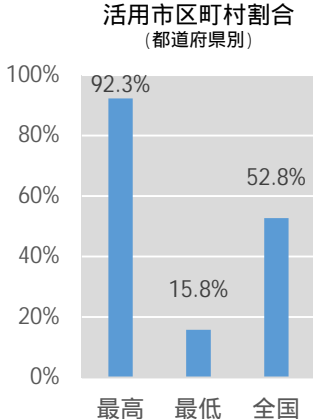
- 活用事業所のある市区町村は371団体(1,736団体中)。
- 西日本では、准看護師を定数内として配置する事業所が多い傾向。
- 活用事業所からは、「准看護師の勤務により、健康管理の面でも安心感が向上した」との意見。



事例 ひとり親への高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の拡大

高等職業訓練促進給付金の支給期間が2年を超えた者：全国で2,163人(平成29年度)

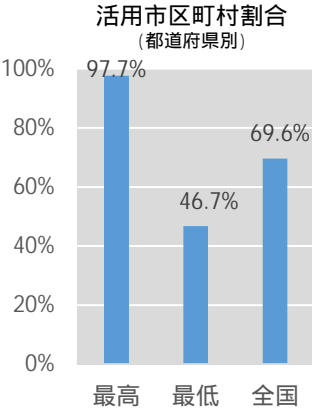
- 活用実績のある都道府県は40団体(46団体中)、市区町村は474団体(898団体中)。
- 都道府県別に2年を超える支給を行った市区町村割合を比較すると、最高/最低の乖離が大きい。



事例 健康保険の被保険者資格喪失後の療養費の保険者間調整の導入

保険者間での直接の過誤調整実施件数：81,427件(平成29年度)

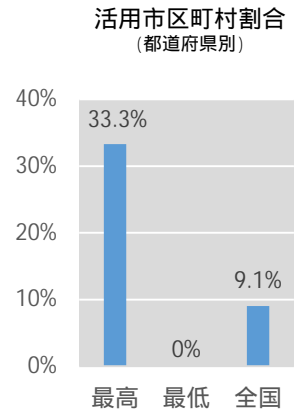
- 活用実績のある市区町村は1,212団体(1,741団体中)。
- 管内の43市町村中42市町村(97.7%)において活用実績のある都道府県がある。



事例 学校医について医療機関等への委託が可能であることを明確化

学校医の医療機関等への委託件数：都道府県118件、市区町村742件(平成29年度)

- 活用実績のある都道府県は8団体(47団体中)。なかには、50件超の活用団体もある。
- 活用実績のある市区町村は158団体(1,739団体中)

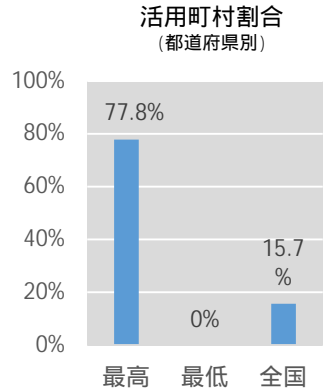


事例 工場立地法における緑地面積率等の準則制定権の町村への移譲

緑地面積率緩和の地域準則を定めている町村数：145団体（平成30年11月1日現在）

活用実績のある町村は145団体(925団体中)。

町担当者が集う会議や工場立地の要望を把握した際の町への説明機会などに制度改正内容を説明。その結果、管内の多くの町村が地域準則を制定した県がある。



＜提案募集方式により改正された制度等の地方公共団体における活用状況調査結果(内閣府地方分権改革推進室)＞【修正版】

平成30年度実施

整理番号	提案内容	制度改正内容	照会対象(実施主体)	集計値	単位	条例等を制定していない理由					活用自治体数(割合)※ 【全体】 ※ {分子:活用自治体数 分母:有効回答自治体数}	活用自治体数(割合)※ 【都道府県別】 上段:最高値 下段:最低値
						ア 必要性がないため	イ 条例等で定められることを知らなかったため	ウ 条例等の制定手続きが大変であるため	エ 条例等の制定を今後予定している	オ その他		
1	保育士定数への算入対象を准看護師まで拡大 (児童福祉法) 【省令改正】	保育所等における保育士定数について、准看護師を算入することを可能とした。 Q:保育士定数に准看護師を算入している事業所数は何箇所か。 (調査時点:平成30年11月1日)	市町村(特別区を含む)	1,020	箇所						371/1,736 (21.4%)	15/21(71.4%) 1/30(3.3%)
2	ひとり親への高等職業訓練促進給付金の支給対象資格・期間の拡大 (母子及び父子並びに寡婦福祉法) 【政令改正】	高等職業訓練促進給付金について、支給期間の上限を2年から3年に延長した。 Q:高等職業訓練促進給付金を支給した者のうち、支給期間が2年を超えた者は何人か。(平成29年度)	都道府県	163	人						40/46 (87.0%)	
			市、福祉事務所設置町村	2,000	人						474/898 (52.8%)	12/13(92.3%) 3/19(15.8%)
3	健康保険の被保険者資格喪失後の療養費の保険者間調整の導入 (健康保険法等) 【通知】	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者から旧保険者に対し療養費の受領について委任を行うことで、現保険者から旧保険者に直接支払う事務処理(保険者間調整)を可能とした。 Q:資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者から旧保険者に対し療養費の受領について委任を行うことで、現保険者から旧保険者に直接支払う事務処理(保険者間調整)を行った件数は何件か。(平成29年度)	市町村(特別区を含む)	81,427	件						1,212/1,741 (69.6%)	42/43(97.7%) 14/30(46.7%)
4	学校医について医療機関等への委託が可能であることを明確化 (学校保健安全法) 【通知】	地域に医師がいないなど、個人への委嘱を通じて学校医を置くことが難しい場合は、学校医の代替として、医療機関等への委託を通じて医師の派遣を受け、学校医と同様の職務を行わせることが可能であることを明確化した。 Q:公立学校において個人への委嘱を通じて学校医等を置くことが難しい場合に医師派遣を受けるために医療機関等へ委託した件数は何件か。(平成29年度)	都道府県	118	件						8/47 (17.0%)	
			市町村(特別区を含む)	742	件						158/1,739 (9.1%)	11/33(33.3%) 0%
5	工場立地法における緑地面積率等の準則制定権の町村への移譲 (工場立地法) 【法律改正】	緑地面積率等について、国が定める準則に代えて、町村区域において適用すべき準則を定めることができる権限を都道府県から町村に移譲した。 Q:緑地面積率に係る地域準則を制定しているか。 (調査時点:平成30年11月1日)	町村	145	団体	634	29	8	45	64	145/925 (15.7%)	7/9(77.8%) 0%
6	学校評議員の委嘱について、校長への委任が可能であることを明確化 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律等) 【通知】	学校評議員の委嘱について、学校設置者の判断により校長が行うことが可能であることを明確化した。 Q:教育委員会規則で定めるところにより、公立学校の学校評議員の委嘱を校長に委任しているか。(調査時点:平成30年11月1日)	都道府県	12	団体	19	0	0	0	16	12/47 (25.5%)	
			市町村(特別区を含む)	246	団体	1,029	43	10	86	327	246/1,741 (14.1%)	10/26(38.5%) 0%
7	地方社会福祉審議会が調査審議できる事項の見直し (社会福祉法) 【法律改正】	精神障害者福祉に係る事項について、地方社会福祉審議会において、調査審議することを可能とした。 Q:地方社会福祉審議会に精神障害者福祉に関する事項を調査審議させる条例を制定しているか。(調査時点:平成30年11月1日)	都道府県	5	団体	33	0	1	1	7	5/47 (10.6%)	
			指定都市、中核市	22	団体	35	0	0	1	16	22/74 (29.7%)	

整理番号	提案内容	制度改正内容	照会対象(実施主体)	集計値	単位	条例等を制定していない理由					活用自治体数(割合)※ 【全体】 ※ 分子:活用自治体数 分母:有効回答自治体数	活用自治体数(割合)※ 【都道府県別】 上段:最高値 下段:最低値
						ア 必要性がないため	イ 条例等で定められることを知らなかったため	ウ 条例等の制定手続きが大変であるため	エ 条例等の制定を今後予定している	オ その他		
8	介護認定審査会委員の任期を条例で定める期間とすることを可能とする見直し (介護保険法) 【政令改正】	介護認定審査会の委員の任期について、2年を超え3年以下の期間で、条例で定める期間とすることを可能とした。 Q:介護認定審査会の委員の任期について、2年を超え3年以下の期間で条例を制定しているか。(調査時点:平成30年11月1日)	市町村(特別区を含む)	277	団体	814	25	13	58	553	277/1,740 (15.9%)	7/15(46.7%) 0%
9	精神医療審査会委員の任期を条例で定める期間とすることを可能とする見直し (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律) 【法律改正】	精神医療審査会の委員の任期について、2年を超え3年以下の期間で、条例で定める期間とすることを可能とした。 Q:精神医療審査会の委員の任期について、2年を超え3年以下の期間で条例を制定しているか。(調査時点:平成30年11月1日)	都道府県	4	団体	40	1	1	0	1	4/47 (8.5%)	
			指定都市	0	団体	17	0	0	1	2	0%	
10	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法に関する規制緩和 (河川法) 【政令改正】	流水占用料等の徴収について、都道府県が許可等の案件毎の徴収総額やその他の状況を勘案して、河川管理上支障がなく、流水占用料等の徴収を受ける者に過重な負担を課するものでないと認める場合には、都道府県が制定する条例により、当該期間分を一括徴収することを可能とした。 Q:流水の占用等を行うことができる期間が複数年度にわたる場合の流水占用料等の徴収について、当該期間分を一括徴収することを可能とする条例を制定しているか。(調査時点:平成30年11月1日)	都道府県	3	団体	28	0	1	1	14	3/47 (6.4%)	
11	サービス付き高齢者向け住宅に係る計画策定権限等の市町村への移譲 (高齢者の居住の安定確保に関する法律) 【法律改正】	市町村が都道府県と協議の上、市町村高齢者居住安定確保計画を定め、当該計画に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和等を行うことを可能とした。 Q:市町村高齢者居住安定確保計画を定めているか。(調査時点:平成30年11月1日)	市町村(特別区を含む)	25	団体	1,130	76	53	51	405	25/1,740 (1.4%)	3/33(9.1%) 0%
12	都市公園における運動施設の敷地面積に係る基準の弾力化 (都市公園法) 【政令改正】	全国一律で定めている都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限について、「参酌すべき基準」として条例に委任した。 Q:都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限について、参酌基準である「百分の五十」以外の上限を条例で定めているか。(調査時点:平成30年11月1日)	都道府県	10	団体	28	0	0	0	9	10/47 (21.3%)	
			市町村(特別区を含む)	266	団体	1,256	34	5	35	142	266/1,738 (15.3%)	
13	特定行政庁における定期点検の対象建築物・建築設備に関する規制緩和 (建築基準法) 【法律改正】	都道府県及び建築主事を置く市町村等の公共建築物のうち、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについて、定期点検を要しないものとした。 Q:特定行政庁が安全上等で支障がないと認めて建築審査会の同意を得て、定期点検を要しない公共建築物として指定した施設は何箇所か。(調査時点:平成30年11月1日)	都道府県	0	箇所						0%	
			建築主事を置く市町村	26	箇所							
14	保育士修学資金貸付事業の貸付対象者の住所要件撤廃 (保育士修学資金貸付等制度実施要綱) 【通知】	保育士修学資金貸付事業の貸付対象について、就学する養成施設、住民登録地が共に県外の者についても貸付対象とした。 Q:保育士修学資金貸付制度の対象者となった者のうち、住民登録地及び就学する養成施設が県外である者は何人か。(平成29年度)	都道府県	44	人						11/47 (23.4%)	
			指定都市	39	人							

整理番号	提案内容	制度改正内容	照会対象(実施主体)	集計値	単位	条例等を制定していない理由					活用自治体数(割合)※ 【全体】 ※ {分子:活用自治体数 分母:有効回答自治体数}	活用自治体数(割合)※ 【都道府県別】 上段:最高値 下段:最低値
						ア 必要性がないため	イ 条例等で定められることを知らなかったため	ウ 条例等の制定手続きが大変であるため	エ 条例等の制定を今後予定している	オ その他		
15	放課後児童クラブに係る補助条件の見直し (児童福祉法) 【通知】	地域子ども・子育て支援事業のうち放課後児童クラブについて、登録児童数が10人未満の場合も国庫補助の対象とした。 Q:登録児童数10人未満で補助を受けている公設公営の放課後児童クラブの支援単位数は何単位か。(調査時点:平成30年11月1日)	市町村(特別区を含む)	211	単位						124/1,737 (7.1%)	5/20(25.0%) 0%
16	認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和 (児童福祉法) 【通知】	認可保育所の設置認可に係る経済的要件について、社会福祉法人以外の者が賃貸借により保育所を設置する場合は、1年間の賃借料に相当する額と、1000万円を基本として当該保育所が安定的に運営可能であると都道府県が認めた額の合計額を所要の形態により保有していることとした。 Q:認可保育所の設置認可に係る経済的要件について、社会福祉法人以外の者が賃貸借により保育所を設置する場合、1000万円未満で当該保育所が安定的に運営可能であると認めた額を設定しているか。(調査時点:平成30年11月1日)	都道府県	8	団体	29	0	0	0	10	8/47 (17.0%)	
			指定都市	4	団体	12	0	0	0	4	4/20 (20.0%)	
17	旅館業法に関する客室面積条件の緩和 (旅館業法) 【省令改正】	農林漁業者以外の者が自宅の一部を活用して農林漁業体験民宿業を営む場合の客室面積条件について33㎡以上の条件を適用除外とした。 Q:農林漁業者以外の者が自宅の一部を活用して農林漁業体験民宿業を営むことを許可した件数のうち、客室延床面積が33㎡未満であるのは何件か。(平成29年度)	都道府県	63	件						12/38 (31.6%)	
			保健所を設置する市、特別区	4	件						4/106 (3.8%)	
18	指定管理鳥獣捕獲等事業における捕獲従事者のライフル銃所持に係る許可対象の明確化 (銃砲刀剣類所持等取締法) 【通知】	鳥獣保護管理法に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業において、地方公共団体が認定鳥獣捕獲等事業者となる場合、その捕獲従事者は当該地方公共団体の職員に限定されず、当該地方公共団体との労働者派遣契約に基づく派遣労働者も含まれることを明確化した。 Q:地方公共団体が鳥獣捕獲等事業者(認定事業者)となり、その捕獲従事者のうち派遣労働者に対し、ライフル銃の所持を許可した件数は何件か。(平成29年度)	都道府県	1	件						1/47 (2.1%)	